

新旧対照表

改正案						現行							
広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領						広島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領							
第1～第3 (略)						第1～第3 (略)							
第4 指定申請手続						第4 指定申請手続							
1 事業者の指定申請						1 事業者の指定申請							
要綱第3条に規定する事業者の指定申請は、「事業者指定申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行うこと。						要綱第3条に規定する事業者の指定申請は、「事業者指定申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行うこと。							
<事業者指定申請手続に必要な書類一覧>						<事業者指定申請手続に必要な書類一覧>							
提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程				行動援護	提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程				行動援護
		居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修	重度訪問介護(基礎) (追加) (統合)(行動障害支援)	同行援護 (一般)(応用)					居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修	重度訪問介護(基礎) (追加) (統合)(行動障害支援)	同行援護 (一般)(応用)		
事業者指定申請書	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業者指定申請書	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	講師履歴書	様式第3号の1 様式第3号の2	様式第3号の1 様式第3号の2 行動障害支援課程	様式第3号の2	様式第3号の2	様式第3号の2	5	講師履歴書	様式第3号の1 様式第3号の2	様式第3号の1	様式第3号の1	様式第3号の2	様式第3号の1

2 研修の指定申請

要綱第5条に規定する研修の指定申請は、「研修指定申請書」(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して行うこと。

<研修指定申請手続きに必要な書類一覧>

提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程			
		居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修	重度訪問介護(基礎) (追加) (統合)(行動障害支援)	同行援護 (一般)(応用)	行動援護
研修指定申請書	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
.....					
5 講師履歴書	様式第3号の1 様式第3号の2	様式第3号の1	様式第3号の1 <u>様式第3号の2</u> 行動障害支援課程	様式第3号の2	<u>様式第3号の2</u>
.....					

第5～第11 (略)

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年8月20日から施行する。

2 研修の指定申請

要綱第5条に規定する研修の指定申請は、「研修指定申請書」(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して行うこと。

<研修指定申請手続きに必要な書類一覧>

提出書類	様式番号	指定を受けようとする研修課程			
		居宅介護職員初任者研修 障害者居宅介護従業者基礎研修	重度訪問介護(基礎) (追加) (統合)(行動障害支援)	同行援護 (一般)(応用)	行動援護
研修指定申請書	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
.....					
5 講師履歴書	様式第3号の1 様式第3号の2	様式第3号の1	様式第3号の1	様式第3号の2	様式第3号の1
.....					

第5～第11 (略)

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者等養成研修実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により行われた申請その他の手続は、この要領によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要領に基づき指定した居宅介護従業者養成研修 2 級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者等養成研修実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により行われた申請その他の手続は、この要領によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要領に基づき指定した居宅介護従業者養成研修 2 級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。